



「まちづくり基本条例」の制定に向けて

～ご意見をお寄せください～

養父市総合計画では「養父市の主役は市民です。市民は一人ひとりが日々の暮らしの中で、まちづくりに向けて努力を重ねるとともに、相互に支え合います」と定めています。市では、これを条例で規定し、市民主体のまちづくりをさらに進めていくために「まちづくり基本条例」の制定に向けて取り組んでおり、今年度中の制定を目指しています。

◎お問い合わせ／市役所企画政策課
(☎662-7602)

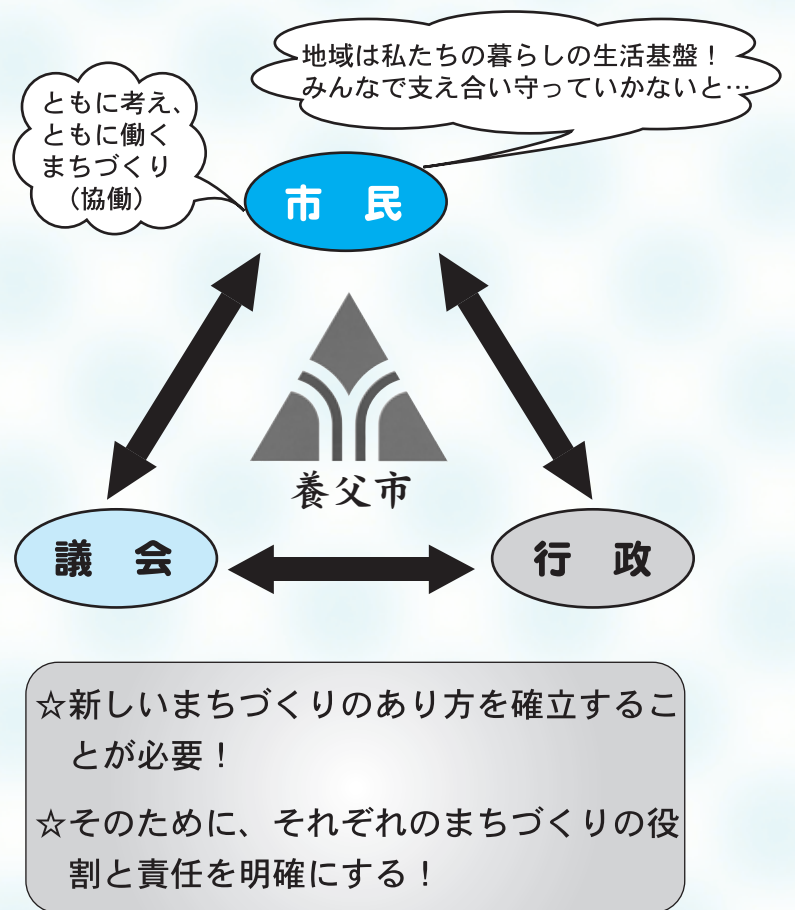
★まちづくり基本条例とは？

「まちづくり基本条例」は一般的に「自治基本条例」と呼ばれるもので、まちづくり（自治）のための基本的なルールや仕組みを定めるものです。市民参加や情報公開など一部の領域ではすでにルールがありますが、今までの決まり事や法令等で定められていることを整理し、まちづくりの主体（市民、議会、市）が、それぞれの立場における役割や責務を明確にすることを目指しています。

さらに、目指すべきまちの姿や大切にしたい理念と原則も盛り込む予定です。

★何のために作るの？

地方分権の進展により、市町村は自らの創意と工夫で地域の实情に



沿った地域づくりをすることが可能となりました。これからの養父市の進むべき方向や、どんな地域社会を実現するのかを決めるのは養父市民自身です。

このような中、「養父市を将来に向けてどのようなまちに導くのか」「その際にどんな原則に従ってまちづくりを進めるのか」という地域のルールが必要となっています。まちづくりは、市民の皆さんが主役です。まちづくり基本条例は、まちづくりを皆さんにとって身近なものにするた

めに制定するものです。

また、急速に進む少子高齢化と過疎化の中、地域の活力の低下を招かないために、どのような仕組みを作って取り組んでいくのかがまちづくりの大きなテーマです。この困難な状況を乗り越え、元気と活力にあふれ、幸せに暮らせる養父市を創っていくためのキーワード「ともに考え、ともに働く元気な養父づくり」をさらに前進させるために必要なのが「まちづくり基本条例」であると考えています。

★まちづくり基本条例(案)の経緯

条例の素案づくりは、公募等による16人の市民の皆さんに参加いただき「まちづくりワークシヨップ」を開催して進めてきました。

市民の皆さんの自由な意見と率直な思いを語ってもらうため、ワークシヨップ形式の検討会議としました。また、シヨップで分かりやすい条例にしたいとの思いから、ワークシヨップで出された意見や提案をキーワードでまとめ、一つひとつのキーワードを大切にしながら素案づくりを進めてきました。

現在までに、7回のワークシヨップを開き、まちづくり基本条例の素案をつくりました。



★まちづくり基本条例(案)の特徴

- ▼養父市のまちづくりの方針や方向性を独自で定めた自前のルールです。
- ▼合併したまちとして「まちづくりの理念」を盛り込んでいます。
- ▼まちづくりの主体像としての市民の行動原則と情報共有と相互協働をまちづくりの基本原則に置いていきます。さらに、地域コミュニティを守り育てるため、地域尊重の原則を盛り込んでいきます。
- ▼まちづくりを行ううえで必要な仕組みやそれぞれのまちづくり主体(市民、議会、市)の役割や責務を明確にしました。
- ▼今の養父市に最も必要で、大切にしなければならぬ仕組みを基本施策として盛り込んでいきます。

★まちづくり基本条例(案)の理念と基本原則

〈理念(まちのあるべき姿)〉

- ▼一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が持てる能力を最大限に発揮できるまちづくり
- ▼安全・安心に暮らせる、助け合い、支え合いのやさしいまちづくり
- ▼子どもからお年寄りまですべての

市民が、元気に健康で夢と希望の持てる明るいまちづくり

▼豊かな自然と歴史や伝統文化を大切にし、生かすことのできるまちづくり

▼自然と共生しながら元気な地場産業を育て、地域経済が循環し、発展していく活力のあるまちづくり

〈基本原則(まちづくりの基本)〉

▼まちづくりの主体である市民一人

ひとり、自ら考え行動してまちづくりを進めます。

▼市民相互、市民と市の相互理解と信頼関係を築くように努め、それぞれの持つ情報の共有を図り、知恵と力を持ち寄り協働してまちづくりを進めます。

▼市民と市は、生活の基盤である地域コミュニティの個性と自主的な活動を尊重してまちづくりを進めます。

素案に対する意見を募集しています

よりよい条例とするため、「まちづくり基本条例(案)」に対する市民の皆さんの意見を募集しています。

まちづくり基本条例の案は、養父市ホームページで公表しているほか、市役所企画政策課、各地域局まちづくり係で閲覧することができます。

- 意見が提出できる方／市内に在住、在勤、在学する個人および市内に事務所、事業所がある法人ならびにその他の団体
- 閲覧場所／市役所企画政策課、各地域局まちづくり係
- 提出方法／任意の用紙に「まちづくり基本条例(案)に対する意見」と記入のうえ、必ず住所、氏名、電話番号を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①市役所企画政策課または各地域局まちづくり係に持参
- ②市役所企画政策課に郵送
(〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 番地)
- ③FAX送信(662-7491)
- ④電子メール送信(kikakuseisaku@city.yabu.hyogo.jp)

- 提出期限／平成21年1月9日(金)必着
- 意見等に対する回答

いただいた意見等については、市の考え方を付して公表します。
※個別に回答はしません。氏名等は公表しません。